

さんみらい多賀城イベントプラザ管理運営業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

さんみらい多賀城イベントプラザ管理運営業務

(2) 業務の目的

災害時、天候に左右されず支援物資受入れ等の一括管理をすることができる津波防災拠点になり、かつ、平常時は防災イベントや市民交流事業、企業イベント等が開催される復興拠点支援施設「さんみらい多賀城イベントプラザ」について、設置の趣旨に沿った適正な管理運営業務が行われることにより、防災・減災意識の醸成を図り、地域活力の復興、産業の振興と地域経済の活性化のための活動拠点になることを目指します。

2 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

3 予算限度額

令和2年度 10,946,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和3年度 10,946,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度 10,946,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

合計 32,838,000円以内

※委託料の支払は各年度、四半期ごと（4月、7月、10月、1月）に行う。

4 委託内容

別紙「さんみらい多賀城イベントプラザ管理運営業務委託仕様書」のとおり

5 選定方式

公募型プロポーザル方式による選定

6 スケジュール

本市ホームページへの掲載により公募を開始します。

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 本要領配布期間 | 令和2年1月9日（木）から同月20日（月）まで |
| (2) 参加申込書受付期間 | 令和2年1月9日（木）から同月20日（月）まで |
| (3) 財務関係書類提出期限 | 令和2年1月20日（月）まで |
| (4) 質問受付期間 | 令和2年1月9日（木）から同月20日（月）まで |

- (5) 質問回答期限 令和2年1月22日（水）まで
 - (6) 業務提案書提出期間 令和2年1月23日（木）から同月28日（火）まで
 - (7) 業務提案実施日 令和2年2月6日（木）※提案プレゼンテーション
 - (8) 選考結果通知 令和2年2月14日（金）
- 契約時期については、別途通知します。

7 応募資格

本プロポーザルに参加することができる事業者等は、次に掲げる要件に全て該当するものとしします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 市町村税に滞納がないこと。
- (4) 宮城県内に本部・本社又は支部・支社を有すること。
- (5) 多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（平成15年多賀城市告示第26号）に定める指名停止及び指名回避の期間中でないこと。
- (6) 多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年多賀城市告示第116号）別表の措置要件のいずれも該当しないこと。

8 本要領の配布期間等

令和2年1月9日（木）から同月20日（月）午後5時まで

本市ホームページ及び多賀城市総務部地域コミュニティ課窓口において配布します。

※説明会は実施しません。

9 参加申出書等の受付

(1) 提出書類

参加を希望する事業者等は、参加申出書（様式1）1部及び次の添付書類を正本1部と副本6部提出してください。

ア 法人の定款、寄附行為その他これに類する書類

イ 法人の経営状況を説明する書類（直近2会計年度に係る財産目録、貸借対照表、収支計算書等の決算関係資料及び令和2年度の事業計画収支予算書又はこれに類するもの）

ウ 法人の概要がわかるパンフレット等の参考資料

エ 役員名簿

オ 法人の市町村税に係る納税証明書

(2) 提出期間

令和2年1月9日（木）から同月20日（月）まで（午後5時必着）

(3) 提出方法

多賀城市総務部地域コミュニティ課に持参又は郵送で提出してください。

10 参加資格の可否及び喪失

参加申出書を提出した事業者等に対し、市は本プロポーザルへの参加の可否を決定して通知します。

なお、事業者等が次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとします。

- (1) 提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続の期間中に、上記「7 応募資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

11 質問・回答について

(1) 質問期間

令和2年1月9日（木）から同月20日（月）まで（午後5時必着）

(2) 提出方法

質問書（様式2）を電子メール（16に記載のアドレス宛）で提出してください。

(3) 注意事項

ア 質問事項は、本要領及びさんみらい多賀城イベントプラザ管理運営業務委託仕様書に関するものとします。

イ 内容によっては、回答できない場合があります。

(4) 回答期限 令和2年1月22日（水）まで

(5) 回答方法

質問書を受領後、回答の準備ができ次第、市HPに掲載します。

12 業務提案書等の提出について

参加表明者は、(2)の留意事項及び「さんみらい多賀城イベントプラザ管理運営業務委託仕様書」に基づき業務提案書等を作成してください。作成に当たっては、A4判縦型（A3判を使用する場合はA4判の大きさに折り込むこと）、文字ポイント10ポイント以上とし、ホチキス等で左綴じにして提出してください。

(1) 提出書類について

業務提案に当たり、次の書類を提出すること。

ア 業務提案書（様式3）

イ 委託業務実施に係る経費の見積書（任意様式）

(2) 業務提案書作成に係る留意事項について

別紙「さんみらい多賀城イベントプラザ運営業務委託に係る評価項目」を参照の上、作成すること。

なお、様式の欄が不足する場合は適宜、枠を広げるなどして対応すること。

(3) 提出方法

正本1部と副本6部をそれぞれ製本し、賀城市役所総務部地域コミュニティ課に持参すること。

(4) 提出期限

令和2年1月23日（木）から同月28日（火）まで（午後5時必着）

13 審査方法について

(1) 審査委員会

市の職員等で構成する「事業者選定委員会」で審査します。

(2) 業務提案（プレゼンテーション）による評価の実施

参加申出書の提出があった事業者等から業務提案書等の内容についてプレゼンテーションを受け、評価を行います。業務提案書等のプレゼンテーションの順番は市において決定するものとし、開始時間等の詳細については別途通知します。

ア 業務提案実施概要

(ア) 期 日 令和2年2月6日（木）

(イ) 場 所 多賀城市役所3階 第1委員会室

(ウ) 出 席 者 1事業者5名以内

(エ) 説 明 時 間 1事業者当たり30分以内（説明20分、質疑応答10分）

(オ) 機器等の準備 プロジェクター等を使用して説明する場合は、スクリーン及びプロジェクターは本市が準備しますが、パソコンの準備及び操作は事業者等が行ってください。

イ 審査方法

事業者選定委員会において、事業者の提出書類及びプレゼンテーションの内容により評価し、評価点数の合計点が最高点となった事業者を優先交渉権者として選定します。

なお、評価点数が同点の場合は、経費の見積額の安価な事業者を上位とします。

ウ 結果通知

審査結果は、業務提案を行った全ての事業者に通知します。

エ その他

(ア) 見積合計額が「3 予算限度額」に記載の金額を超えている場合は、審査対象から除外します。

- (イ) 審査経過及び審査結果に関する質問、異議申立ては、受け付けないものとします。
- (ウ) 選定後に優先交渉権者として不適格であると判断された場合は、契約を締結しないものとします。この場合において、本市は損害賠償の責を負わないものとします。

14 契約締結について

審査の結果、市が選定した優先交渉権者と業務提案書等に記載された項目について協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）に基づき契約を締結するものとします。ただし、特別な理由により優先交渉権者との契約に至らなかった場合は、次点の者と契約を締結できることとします。

また、契約締結後において大幅な変更が発生した場合は、契約を変更することにより対応するものとします。

なお、本市の優先交渉権者の決定をもって業務提案書等に記載された全ての内容を承認するものではありません。

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された業務提案書等は、返却しないものとします。
- (3) 提出された業務提案書等は、必要に応じて複製する場合があります。
- (4) 業務提案書等の提出後の修正又は変更については、認めません。

16 担当課（問合せ先）

〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号

多賀城市総務部地域コミュニティ課 担当 石田、菊地、舩木

電話 022-368-1141 内線251

FAX 022-368-2369

メール simin-power@city.tagajo.miyagi.jp